

桐生市新型コロナウイルス対策地域経済応援商品券取扱店募集要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、地域経済が多大な影響を受ける中、消費を喚起し、地域経済を下支えするため商品券を発行します。

2. 概要

- (1) 名称 桐生応援プレミアム商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行者 桐生市
- (3) 発行数 40,000 セット
- (4) 発行総額 5億6,000万円（プレミアム分1億6,000万円含む。）
※上記とは別に、子育て世帯応援事業として、子育て世帯に対して総額で約5,750万円分の商品券を配布します。
- (5) 購入対象者 市内在住者
- (6) 販売価格 1セット10,000円（券面額14,000円）
（一般店専用券1,000円券×10枚、一般店・大型店併用券1,000円券×4枚）
- (7) 購入限度 1人3セットまで。
- (8) 利用期間 令和2年7月28日(火)～令和2年11月30日(月)
- (9) その他 子育て世帯応援事業における配布分は、1セット5枚綴りで、内訳は一般店専用券×3枚、一般店・大型店併用券×2枚です。

3. 商品券の種類について

- (1) 一般店・大型店併用券（一般販売分と子育て世帯配布分の2種があります）
大型店（大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積が1,000㎡を超える小売店）を含めた全ての取扱店で使用できます。
- (2) 一般店専用券（一般販売分と子育て世帯配布分の2種があります）
大型店以外の取扱店で利用できます。

4. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引で利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、桐生市はその責を負いません。

5. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこの購入
- (3) 介護保険や医療保険などの一部負担金（例：健康保険や介護保険などの自己負担分）
- (4) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高い商品の購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める営業並びに同条第 5 項で定める性風俗関連特殊営業を行うものへの支払い
- (6) 国や地方公共団体等への支払い（例：税金・電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (7) 取扱店自らの事業上の取引
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他市長が不相当と認めたもの

6. 取扱店の参加資格

桐生市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、桐生市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める営業並びに同条第 5 項で定める性風俗関連特殊営業を行う事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記 5「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

7. 取扱店における責務等

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行ってください。
- (2) 市が配布する取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示してください。

- (3) 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店印を押印又は取扱店名を記入してください。
- (4) 既に他店の店印が押印又は店名が記入されている商品券は受け取りを拒否してください。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに市商工振興課に申し出てください。
- (6) 一度の購入で大量に使用するなど、不自然な枚数の使用があった際には、速やかに市商工振興課に申し出るか、身分証明書の提示を求め、住所、氏名を控え、後日、市商工振興課に連絡してください。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用はできません。
- (8) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (9) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とします。
- (10) 市が商品券事業に関する調査等を行う時には、協力を依頼することがあります。
- (11) 本要領に定める事項を遵守してください。

8. 申込みについて

(1) 申込み方法

この募集要領に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入して、桐生市商工振興課へ郵送、ファクシミリ、インターネットメールで送信、または直接持参してください。

「取扱店登録申請書」は、商工振興課で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書の提出先

桐生市 商工振興課

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

電話：0277-46-1111（内線 563、564、582）

ファクシミリ：0277-43-1001

メールアドレス：shohinken2020@city.kiryu.lg.jp

(3) 申請期間

令和2年6月17日（水）から令和2年10月30日（金）まで

※令和2年7月5日（必着）までに申請いただいた場合、販売時に配布する取扱店一覧（印刷物）への掲載が可能です。その後の申請につきましては、追加分として別紙で配布させていただきます。

また、市ホームページでも取扱店情報をご案内させていただきます。

(4) 申込後の審査・承認

申請した事業者は、市の審査を経て取扱店として承認します。承認した場合は「取扱店証明書」及び「取扱店ポスター」、「口座振替依頼書」を後日送付します。

(5) 登録料

登録料はかかりません。

(6) その他

- ①市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成し、申し込んでください。
- ②複数の店舗が含まれる商業施設等の一括の申込みはできません。テナントごとに申請書を作成し、申し込んでください。

9. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、換金用の口座を有する桐生市内の取次金融機関において、「取扱店証明書」を持参の上、使用済券と口座振替依頼書を提出してください。

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済券
- ②口座振替依頼書
- ③取扱店証明書

(3) 換金期間

令和2年7月28日（火）から令和2年12月18日（金）まで
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

(4) 換金手数料

換金手数料はかかりません。

10. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

11. その他

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、桐生市商工振興課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名等）は、一覧表として桐生市のホームページ等により、随時広報いたします。

以上